

宝塚市中山台コミュニティ地区防災計画

令和4年(2022 年)11 月

中山台コミュニティ

目 次

- 1 地区防災計画の作成主旨・目的など基本方針
- 2 策定主体の種別、規模、構成員
 - (1) 種別
 - (2) 規模
 - (3) 構成員
- 3 地区の特性、地区防災計画が対象とする災害
 - (1) 地区の特性 <人口的特性>
 - (2) 地区の特性 <地形的特色>
 - (3) 地区防災計画が対象とする災害
- 4 「平常時」の取組み
 - (1) 防災委員会の構成
 - (2) 防災委員会の役割
 - ① 防災・減災意識の啓発
 - ② 防災訓練の実施
 - ③ 防災資器材の整備・点検
 - ④ 飲料水兼用耐震性貯水槽の鍵の管理
 - ⑤ 情報共有・伝達網の構築
- 5 「災害時(非常時)」の取組み
 - (1) 災害対策総本部の立ち上げ
 - (2) 災害対策総本部の役割
 - (3) 各自治会エリア防災組織の活動
 - (4) 居住エリアごとの避難所開設
 - (5) 安否確認
 - (6) 避難所となる建物への立ち入り及び避難所運営
 - (7) 要援護者等(避難行動要支援者)の支援
 - (8) 地域の生活維持への対応

＜中山台コミュニティ地区防災計画＞

1 地区防災計画の作成主旨・目的など基本方針

大規模災害が発生して、ライフラインが停止した状況下でも、地域が一体となって、発災からの一週間を自分たちで生き延びることができることを目標に、計画を策定する。

2 策定主体の種別、規模、構成員

(1) 種別

中山台コミュニティ

(2) 規模

宝塚市立中山台小学校区(中山台コミュニティエリア)の全住民

(3) 構成員

中山台コミュニティは自治会を中心に中山台コミュニティ運営委員会活動部会や様々な住民団体に構成する。

3 地区の特性、地区防災計画が対象とする災害

(1) 地区の特性 ＜人口的特性＞

ア 人口 約13,000人、約6,000世帯、65 歳以上の高齢化率 約40%

イ 少子高齢化が進んでおり、災害時も住民同士での助け合う事が、より求められる。

ウ 高齢や社会的要因などにより、自治会への加入は徐々に減少しているが、コミュニティエリア内の自治会の加入率は約58%である。福祉活動や文化活動など住民の活動が活発な地域である。

エ 山間部を開発した住宅地であり、地域内の高低差が大きい。生活するための移動手段としてはバスや自家用車に依存する場合が多い。今後も、高齢者の移動手段の確保が課題の一つである。災害発生など緊急事態に備え、普段から近隣の助け合いが不可欠である。

(2) 地区の特性 ＜地形的特色＞

山を削った切土と、その土を埋めた盛土のまちで、3つのロックフィルダム(岩石や土砂を積み上げて建設する型式のダム)構造の斜面が住宅地の土止めの役割を果たしている。また、土砂災害警戒区域が広範囲にあり、土砂災害特別警戒区域も数箇所設定されている。外部に繋がる道路は平地からの2本、山の上を抜ける1本の合計3本ある。

(3) 地区防災計画が対象とする災害

地震、土砂災害を対象とする。

4 「平常時」の取組み

中山台コミュニティに「防災委員会」を設ける。

(1) 防災委員会の構成

コミュニティ役員と各自治会エリアから派遣された防災担当で構成されコミュニティ会長が委員長に、運営委員長・常任評議委員長・センター長が副委員長となる。

(2) 防災委員会の役割

① 防災・減災意識の啓発

- ア 自治会(自主防災会)エリアの活動を通じて防災・減災意識の向上を図る取り組みを継続的に行う。
- イ 回覧や講習会などを利用して、住宅耐震補強・家具の転倒防止対策・家庭内備蓄を促す。
- ウ 自治会ごとに発災直後の安否確認など、自主防災会の活動を強化する。
- エ コミュニティ紙や自治会の会報などで防災・減災に関する情報発信に努める。

② 防災訓練の実施

ア 自治会エリアごとの防災訓練

自治会エリアは、それぞれの規定にあわせて安否確認や避難訓練など随時防災訓練を実施する。

イ 中山台コミュニティの役割

宝塚市に震度5弱以上の地震が発生したことを想定し、中山台コミュニティエリア内の指定避難所の開設運営訓練、情報伝達訓練、飲料水兼用耐震性貯水槽の水出し訓練を可能な限り年に一回程度実施する。

③ 防災資器材の整備・点検

- ア 災害時や防災訓練などに必要な資機材は中山台コミュニティセンター敷地内にも保管し、発災時にすぐに使用できるよう整備点検を怠らない。
- イ 避難所開設のために必要な資機材は中山台コミュニティエリア内の指定避難所などで保管する。
- ウ 自治会エリアごと、指定避難所ごと、の資器材のリストを作成し、他の自治会エリアの組織などにも公開する。自治会所有の防災機器は災害時に備えた各種の訓練時、自治会エリア間で相互利用できるようにする。

④ 飲料水兼用耐震性貯水槽の鍵の管理

宝塚市東消防署中山台出張所、中山台コミュニティセンターで水出しマニュアルとともに保管する。

⑤ 情報共有・伝達網の構築

- ア コミュニティ内の各自治会エリア、マンション管理組合など、中山台地区各組織間の情報連絡網を整備、定期的に更新する。連絡網は学校園(PTA)、福祉施設、事業所などとの間にも設けておく。

イ 大規模災害時に情報インフラの制限を受けた場合を想定して、災害時の連絡手段を準備する。

例)・無線

山間部の地理的条件により一部通信不可能地域もあるが、通信所に中継させるなど工夫を行い、指定避難所、福祉避難所などとの通信が可能。

・伝令

もっとも確実な伝達手段として伝令を活用する。バイクなどで移動可能な人の協力を求める。

・すみれ防災スピーカーの活用

5 「災害時(非常時)」の取組み

(1) 災害対策総本部の立ち上げ

- ① 宝塚市に震度 5 弱以上の地震、及び中山台コミュニティエリア内で通行困難な大規模土砂災害が発生した場合、可及的速やかに「中山台コミュニティ災害対策総本部(以下、総本部という)」を立ち上げる。
- ② 総本部は中山台コミュニティセンターに置く。但し、中山台コミュニティセンターが使用不能の場合は、中山五月台中学校に置く。総本部の立ち上げを宝塚市災害対策本部に通知する。
- ③ 総本部は中山台コミュニティ会長が本部長となり、運営委員長、常任評議委員長、センター長、各自治会エリア防災担当者、で構成する。
- ④ 総本部には活動組織を置き、臨機応変に対応する。
- ⑤ 災害時要援護者支援は民生児童委員および支援組織が中心となって地域と連携して担う。

(2) 災害対策総本部の役割

- ① 災害情報、安否情報、支援情報等の提供や、避難者のニーズに応じた情報を収集して提供する。避難者数や避難状況等を集約し、宝塚市災害対策本部へ情報提供する。また、宝塚市災害対策本部からの情報を各避難所や在宅避難者を含めた地域に周知する。
- ② 自治会や各自治会エリアの自主防災組織などと連携する。
- ③ 中山台コミュニティエリア外の団体や宝塚市との連絡の窓口になる。

(3) 各自治会エリア防災組織の活動

- ① 各自治会エリアでは、自治会や自治会を中心にマンション管理組合、自主防災会などで設けた自主防災組織が活動を開始し、災害情報、安否情報、支援情報等の確認や避難者同士の安全確認、情報交換などを把握し総本部に集約する。
- ② 避難所が開設された場合、状況に応じて避難所への誘導を主導する。

(4) 避難所開設

エリア内の指定避難所である中山台小学校、中山五月台中学校、県立宝塚東高校の開設は宝塚市地域防災計画に基づく。

(5) 安否確認

各自治会エリアは安否確認名簿、および状況に応じ避難先名簿を作成する。

(6) 避難所となる建物への立ち入り及び避難所運営

宝塚市災害対策本部による避難所開設の決定後、施設管理者若しくは市職員が来て開錠するまで待機する。

避難所運営は状況次第、総本部・自治会エリア・避難者が協力して行う。

(7) 避難行動要支援者の支援

状況次第で迅速に安全な場所への移動を支援し、消防、警察に連絡する。

(8) 地域の生活維持への対応

避難所が開設されると、各種の避難物資は避難所に届けられる。

- ① 各自治会エリアの自主防災組織は、在宅避難者の物資（食料品、飲料水）の要請を可能な限り把握、集約し、総本部に連絡する。
- ② 避難所に届いた、在宅避難者分の物資の受け取りは各自治会エリアが行う。
- ③ 飲料水兼用耐震性貯水槽の鍵は宝塚市東消防署中山台出張所、及び中山台コミュニティセンターで水出しマニュアルと共に保管している。総本部は関係各機関の了承を得て、必要に応じ飲料水を使用できるようにする。

宝塚市中山台コミュニティ地区防災計画

平成27年(2015年)	11月作成
令和 2年(2020年)	11月改定
令和 3年(2021年)	11月改定
令和 4年(2022年)	11月改訂